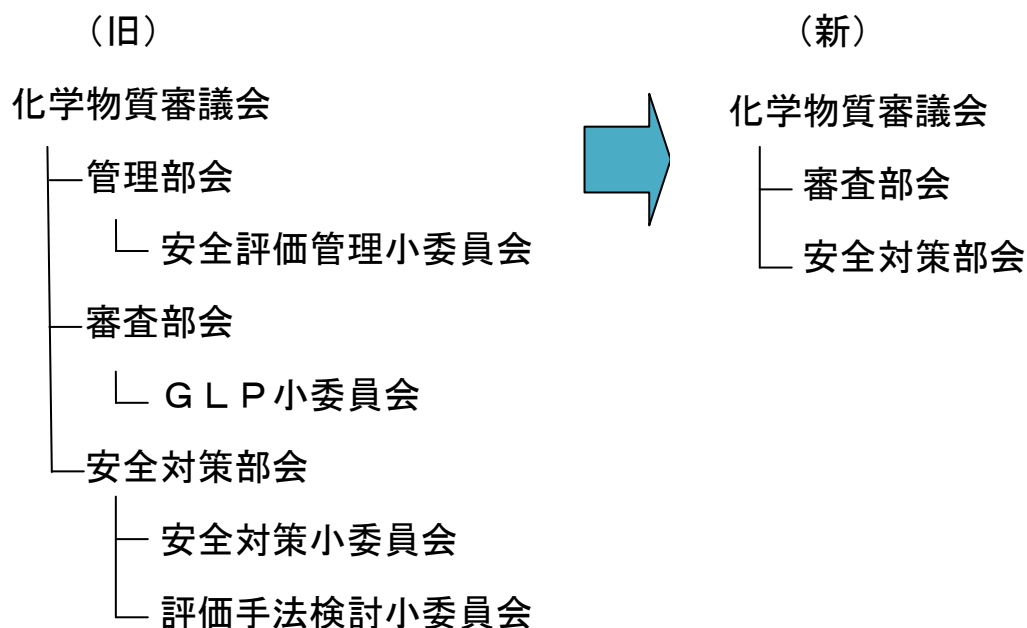


化学物質審議会の審議体制の見直しについて

平成25年10月30日

改正化審法の本格施行後2年が経過し、化学物質の性状に加えて製造・輸入・使用の状況や環境排出量等を総合的に勘案した判断が必要となるケースが今後増える見込まれることなどから、より効率的な審議を行うため、平成25年度第1回化学物質審議会(平成25年7月5日に書面審議)において、別紙のとおり審議体制の見直しを行った。

体制図



化学物質審議会の審議体制の見直しについて

平成25年7月5日
化学物質審議会

化学物質審議会は、管理部会を廃止し、審査部会及び安全対策部会における審議事項を下記の通り変更する。

記

審査部会

主に化学物質の性状に基づいて判断する次の事項について、調査審議を行う。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質の指定
 - ・ 監視化学物質の指定
 - ・ 新規化学物質の判定
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）関係
 - ・ 第一種指定化学物質の指定
 - ・ 第二種指定化学物質の指定

安全対策部会

主に化学物質の性状並びに製造・輸入・使用の状況、環境排出量及び環境残留量等を総合的に勘案して判断する次の事項について、調査審議を行う。

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）関係
 - ・ 第一種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第一種特定化学物質の例外使用用途の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の指定
 - ・ 第二種特定化学物質使用製品の指定
 - ・ 第二種特定化学物質の製造及び輸入制限の必要性の認定
 - ・ 監視化学物質及び優先評価化学物質の有害性調査の指示
 - ・ 優先評価化学物質の指定